

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業

250億円

農林水産省

補助金

補助事務局
(事業実施主体)

- ・事業実施者の募集
- ・審査・交付事務
- ・事業内容の周知

民間団体等（事業実施者）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「価格、在庫量、販売額又は販売量が**2割以上**低下又は増加した国産農林水産物等」（「対象農林水産物等」。品目限定なし）を活用した以下の4つの取組を支援します。
- ・事業実施者は、**販路多様化等に資する新たな取組を実施**することとします。

1. インターネット販売

2. テイクアウト・デリバリー等の活用

3. 創意工夫による多様な販路の確立

4. 学校給食、子ども食堂等への食材提供

Q&A

(Q1) 「2割」はどのように算出すれば良いですか。

(A1) 令和2年10月以降の任意の1か月以上の価格等を過去平均と比較して算出します。出荷伝票や在庫証明書など客観的な証明書類を提出していただく必要があります。

(Q2) 「新たな取組を実施」とはどういうことですか。

(A2) 令和2年10月以降に上記の1～3に掲げる取組を新たに実施することとします。既に取り組んでおられる方は、本事業の対象農林水産物を活用した新メニューを取り扱う、特設ページを新設するなど、販路多様化に資する工夫を新たに講じることとします。なお、「4. 学校給食、子ども食堂等への提供」においては、「新たな取組」は求めないこととします。

(Q3) 補助対象単価はありますか。

(A3) 補助対象単価の上限は、過去5年のうち最高と最低を除いた3年平均した額とします。

(Q4) 事前着手はいつから可能ですか。

(A4) 交付決定後の事業着手が基本ですが、出荷時期が限定されているなど、早期の事業実施が事業目的実現のために必要な場合には、緊急事態宣言が再発令された1/8以降の取組開始が可能です。この場合、全ての取組が採択されるとは限らないため、交付決定前に生じた損失は自らの責任とすることを了知の上、事業を開始していただくものとします。

今後の予定等

取組の募集時期 ⇒ 令和3年2月9日(火)～同年2月22日(月)

採択通知、割当内示時期⇒ 令和3年3月初旬頃

事業実施期間 ⇒ 令和3年3月上旬（交付決定後）～同年3月26日(金)

※あくまで予定であり、今後の公募結果や社会情勢を踏まえ、次年度への繰越を含め、日程は変更されることがございます。

販路多様化事務局ウェブサイト <https://hanrotayouka.jp>

事務局お問合せ先 TEL:0570-030525、mail: info@hanrotayouka.jp

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち

1 インターネット販売

支援対象経費・補助率

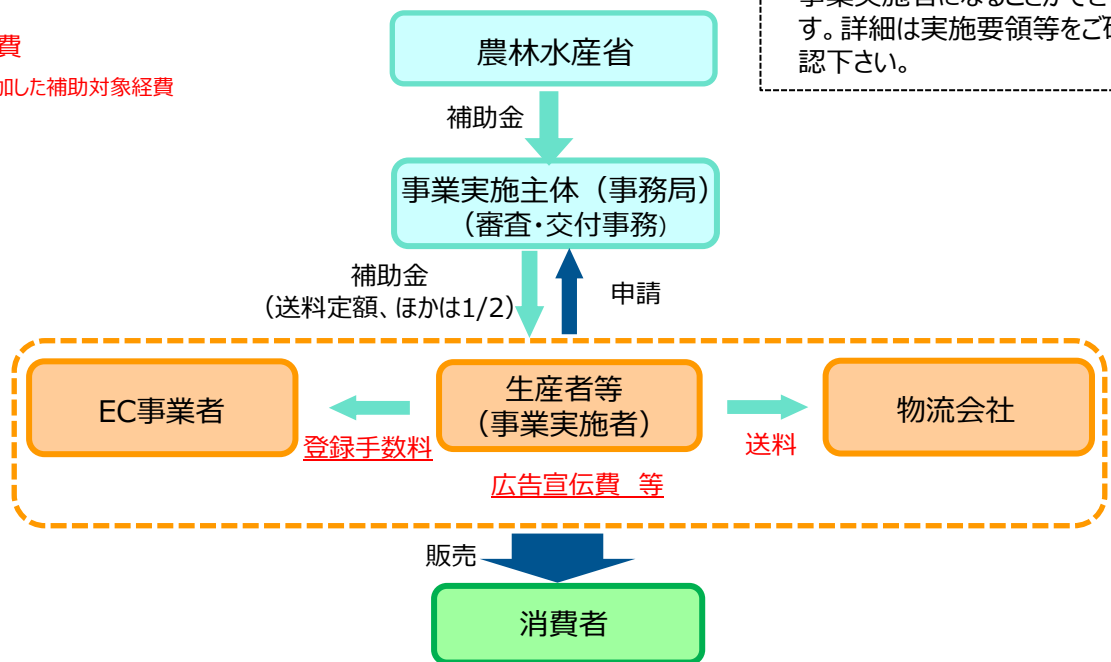
- ①送料⇒定額（実費相当額）
- ②インターネット販売を始める際に必要な経費（※）
（EC事業者への登録手数料、広告宣伝費等）⇒1/2以内
（※）生産者等がインターネット販売を始める際にサイトを新たに構築した場合に限ります。

事業の流れ

〔 生産者等が事業実施者となってインターネット販売を新たに始める場合 〕

※赤字：補助対象経費

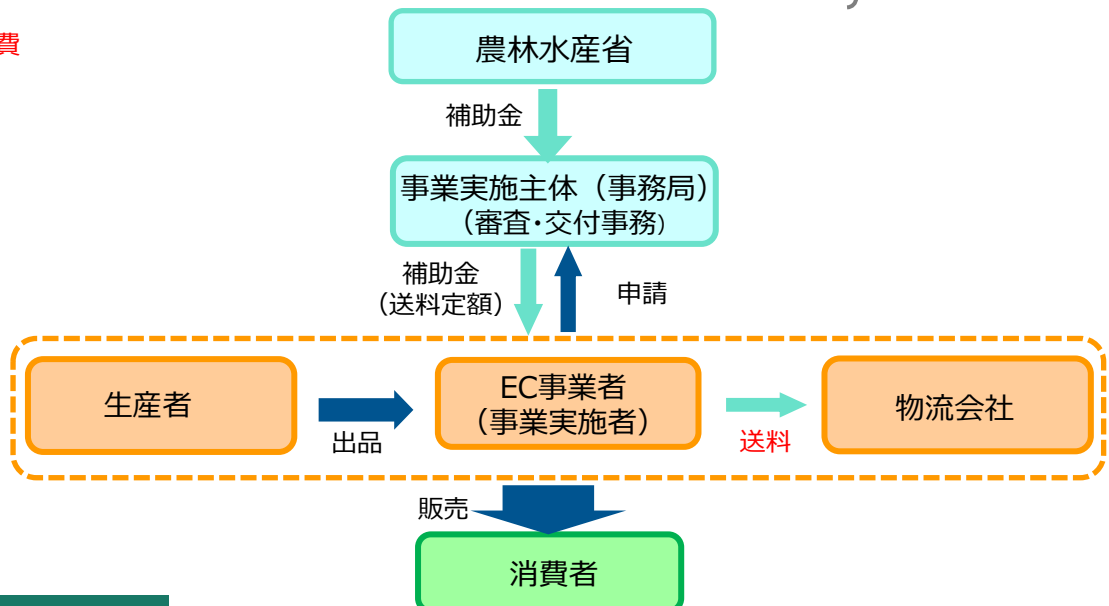
下線は、3次補正からの追加した補助対象経費



※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムを含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい。

〔 EC事業者が事業実施者となって特設サイトを設置し、生産者の新たな販路となる場合 〕

※赤字：補助対象経費



留意点

- ・ 1 取組当たりの補助上限は5,000万円、下限は100万円です。

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち

2 テイクアウト・デリバリー等の活用

支援対象経費・補助率

①、②の取組に係る食材の調達費、資材費、輸送費等⇒1/2以内

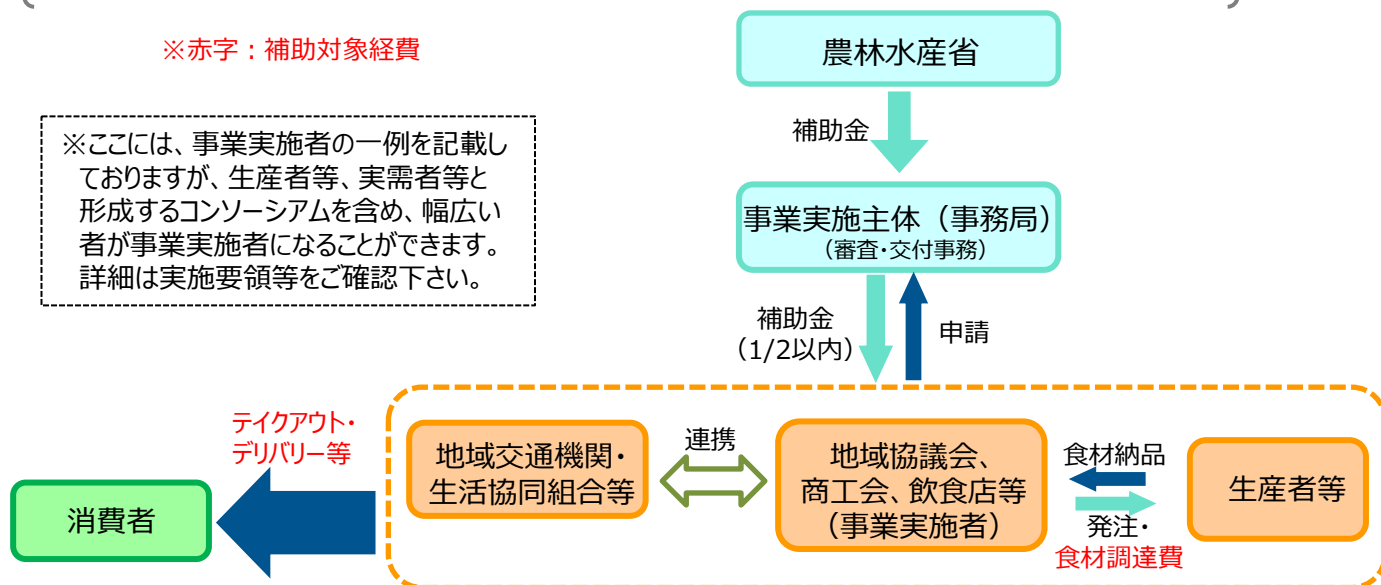
- ① 飲食店・旅館等、生産者と交通機関等が連携して行うテイクアウト・デリバリー等の取組
- ② 生産者等と飲食店等を連携させ、食材調達ができるECサイトを活用した、テイクアウト・デリバリー等の取組

事業の流れ

① 飲食店・旅館等、生産者と交通機関等が連携して行うテイクアウト・デリバリー等の取組

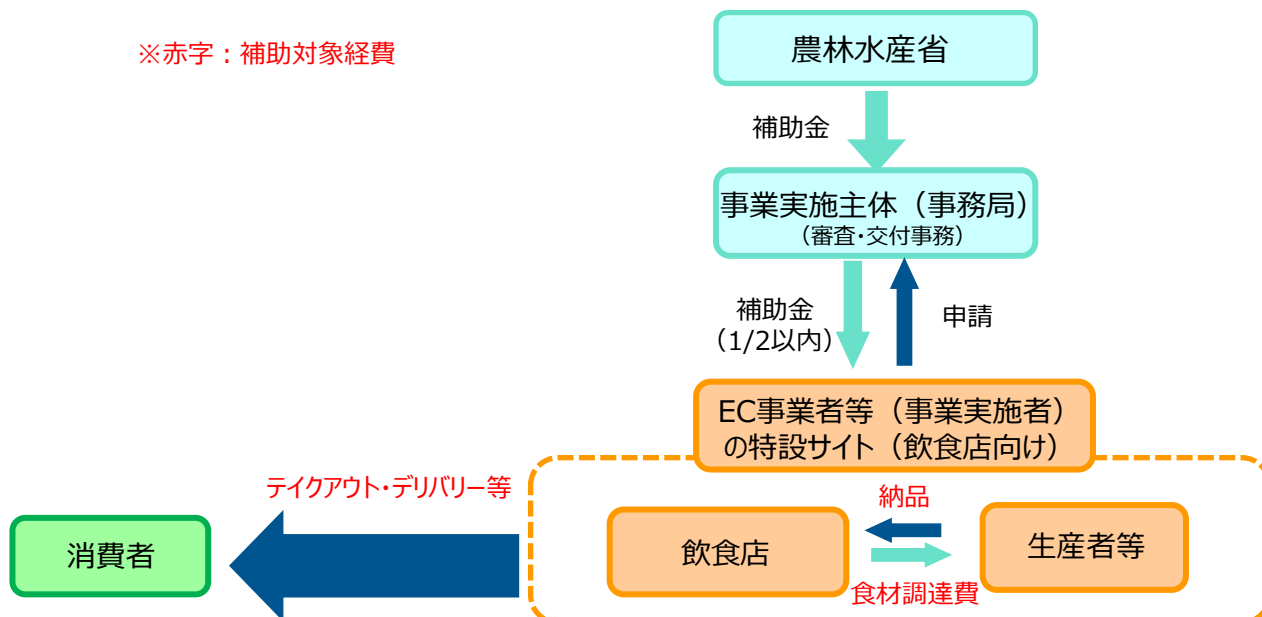
※赤字：補助対象経費

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムを含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい。



② 生産者等と飲食店等を連携させ、食材調達ができるECサイトを活用した、テイクアウト・デリバリー等の取組

※赤字：補助対象経費



留意点

- ・ 1 取組当たりの補助上限は5,000万円、下限は100万円です。
- ・ ②の事業を活用する飲食店等が同一の対象農林水産物等を利用できる期間は連続する1ヶ月の期間内とします。

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち 3 創意工夫による多様な販路の確立

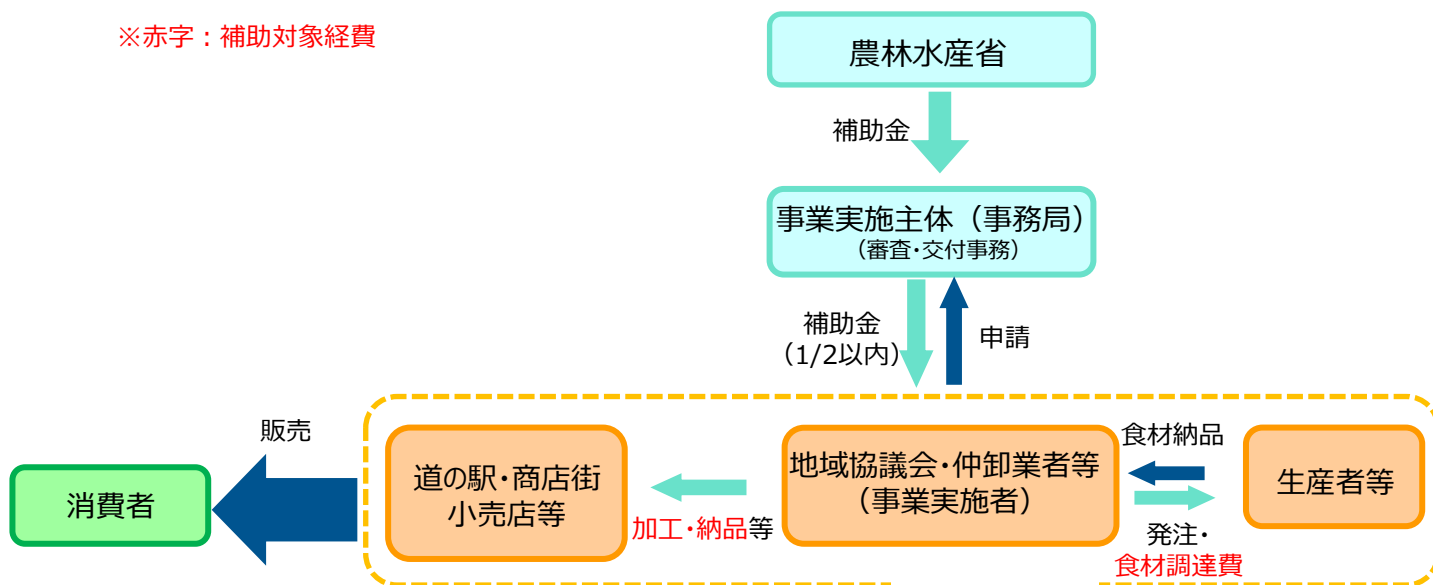
支援対象経費・補助率

販促キャンペーン等創意工夫による多様な販路の確立に向けた取組に係る食材費、資材費、輸送費等⇒1/2以内

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムを含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい。

※赤字：補助対象経費



留意点

- ・1 取組当たりの補助上限は5,000万円、下限は100万円です。
- ・販促キャンペーン等の実施期間は連続、非連続問わず14日間以内です。
ただし、地方公共団体が販売数量、販売価格、販売方法の決定に関与する場合の実施期間は連続する1ヶ月の期間内とします。
- ・同一の事業実施者による類似の申請は審査・採択上低い評価となりますのでご注意ください。

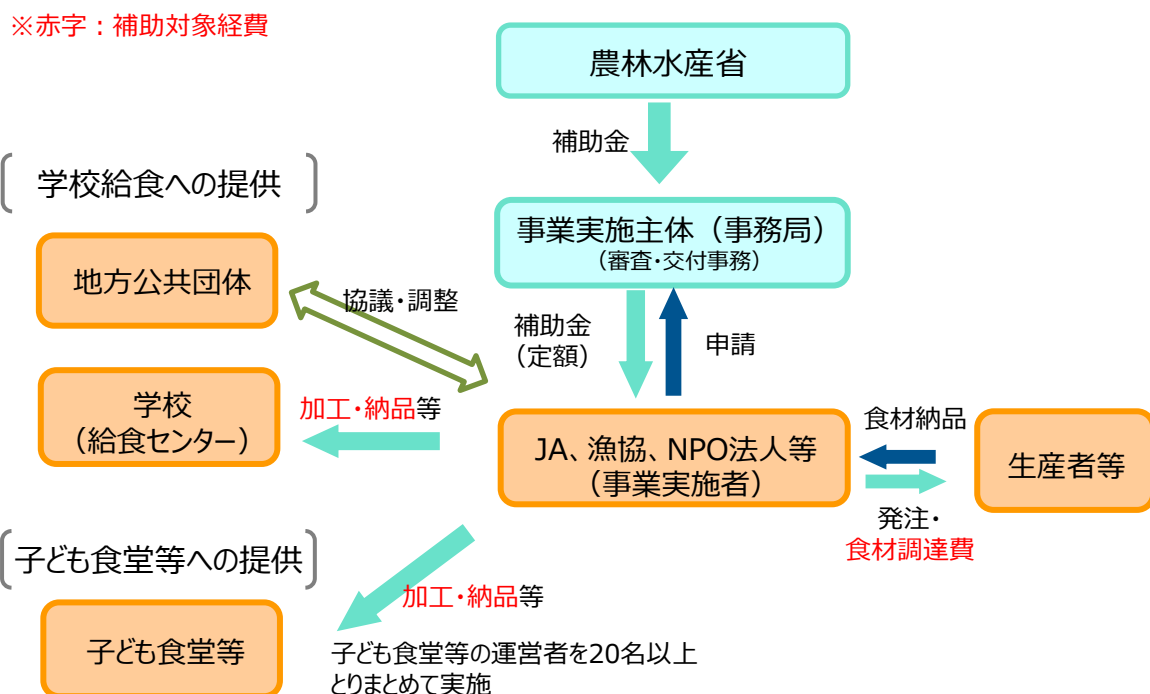
4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

支援対象経費・補助率

学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等
⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムや子ども食堂の運営団体を含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい



留意点

- ・支援対象は、対象農林水産物等やその生産活動についての理解増進に資する取組を行う学校給食、幼稚園、保育園、学童保育、子ども食堂及び子ども宅食の子ども世代への食材の提供です。
- ・1取組当たりの補助上限は1億円（子ども食堂等への提供は3,000万円）、下限は100万円です。
- ・1施設当たりの提供回数は各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の食材の調達上限単価は1,000円です。